

# 農林水産商工常任委員会資料

(平成27年2月13日)

項目	ページ
1 鳥取県の経済雇用情勢について	
	【商工政策課】…………… 1
2 平成26年度包括外部監査結果について	
	【立地戦略課・商工政策課】…………… 3
3 NOK（株）による研究開発拠点及び国内生産拠点の拡充に係る調印式について	
	【立地戦略課】…………… 5
4 環日本海定期貨客船航路に関する動向について	
	【経済産業総室（通商物流室）】…………… 7

商工労働部



# 鳥取県の経済雇用情勢について

平成27年 2月 13日  
商 工 政 策 課

## 県経済の動向 [平成26年11月～12月の主要指標をもとに]

○県内経済は、一進一退しつつ持ち直しの動きが続く。

- ・需要面 個人消費は、引き続き低調な動きにある。
- ・産業面 鉱工業生産は、引き続き持ち直しの動きにある。
- ・雇用面 有効求人倍率は、改善の動きが強まる。

## 鳥取県の主な経済指標

### 1 需要面（販売額等の推移）

足元の消費は、乗用車で軽自動車の新車効果が見られ前年同月比プラスに触れるも、大型小売店、ホームセンター・家電量販店で消費税引上げ以降のマイナス基調が続くなど、依然として低調な動きにある。

区分・月	26年6月	7月	8月	9月	10月	11月	26年10月	11月
鳥取県	販売額	4,720	5,058	5,246	4,440	4,597	16,065	17,286
	前年比	△5.3	△2.0	△1.6	△2.6	△2.2	+0.0	+1.1

(注)販売額は全店舗ベース、前年比は店舗調整後。

(資料:「大型小売店販売動向」経済産業省)

〔その他の消費関係指標の前年比(%)の推移〕

区分・月	26年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
乗用車新規登録台数	△6.8	+1.7	△4.2	△1.0	△0.0	△13.7	△15.0	+3.1
ホームセンター・家電量販店販売額	△9.9	△14.6	△8.9	△12.5	△9.2	△8.9	△11.3	-

(資料:「乗用車新規登録台数」中国運輸局、「専門量販店販売動向」経済産業省データを基に県統計課推計)

### 2 産業面（生産指数の推移）

鉱工業生産指数（11月）は、一部工場の設備点検が終了したことによる大幅な増産などもあり、3ヶ月ぶり前月比プラスとなった。在庫指数の上昇傾向など先行きに懸念もあるが、基調は引き続き持ち直しの動きにある。

区分・月	26年6月	7月	8月	9月	10月	11月	26年9月	10月	11月
鳥取県	生産指数(季調済)	99.2	96.9	102.9	100.3	95.3	98.0	98.4	97.9
	前月比(季調済)	△5.1	△2.3	+6.2	△2.5	△5.0	+2.9	+0.4	△0.5
	前年比(原指数)	+17.3	+3.7	+8.6	+6.0	+8.2	+0.8	△0.8	△3.7

(資料:「鳥取県鉱工業指数月報」県統計課、「鉱工業指数」経済産業省)

### 3 雇用面（有効求人倍率の推移）

有効求人倍率（12月）は、1.06倍で前月を0.1ポイント上回り、2ヶ月連続で、前月を上回った。雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの改善傾向である。なお、平成26年平均の有効求人倍率は0.98倍で前年（H25平均0.85倍）に比べて0.13ポイント上昇した。

〔人材が不足の主な職業〕接客・給仕職業、看護師・保健師・助産師、商品販売の職業、建築・土木・測量技術士など

〔雇用の場が不足の職業〕一般事務員、その他の運搬・清掃・包装等の職業、機械組立の職業、会計事務員など

【有効求人倍率・正職員求人倍率の推移】

区分・月	26年7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年11月	12月
鳥取県	有効求人倍率(季節調整済) (前年同月)	1.00 (0.87)	0.96 (0.88)	0.95 (0.89)	0.92 (0.93)	0.96 (0.95)	1.12 (1.01)	1.15 (1.03)
	正職員求人倍率(原数値) (前年同月)	0.55 (0.43)	0.56 (0.46)	0.58 (0.47)	0.60 (0.50)	0.62 (0.52)	0.72 (0.63)	0.75 (0.66)

(資料:「鳥取県内の雇用情勢について」、「労働市場月報」鳥取労働局)

<地区別の有効求人倍率（原数値）の推移>

区分・月		26年7月	8月	9月	10月	11月	12月
鳥取	有効求人倍率	0.88	0.85	0.87	0.90	0.98	1.06
	正社員求人倍率	0.46	0.46	0.48	0.51	0.53	0.55
倉吉	有効求人倍率	0.84	0.86	0.97	0.94	1.03	1.02
	正社員求人倍率	0.50	0.54	0.57	0.55	0.56	0.58
米子	有効求人倍率	1.09	1.12	1.13	1.15	1.21	1.27
	正社員求人倍率	0.68	0.70	0.71	0.73	0.74	0.79

4 企業倒産状況の推移

平成26年12月の倒産企業は0件で、平成26年10月以降3ヶ月連続で、県内で倒産の発生がなかった。平成26年の倒産件数は、16件（負債額 4,315百万円）で、前年に比べ12件（5,797百万円）の減となった

（単位：件・百万円・人）

区分・月		25.1~3	4~6	7~9	10~12	25年計	26.1~3	4~6	7~9	10~12	26年計
鳥取県	件数	8	10	11	9	38	7	3	6	0	16
	負債額	845	3,332	3,820	2,115	10,112	404	1,536	2,375	0	4,315
	従業員数	49	111	128	129	417	15	51	25	0	91

（資料：「企業倒産状況」東京商工リサーチ）

5 設備投資の動向

平成26年11月1日時点での、設備投資（1千万円以上）の動向は、足元の平成26年10~12月期では30%の事業所（製造業及び非製造業を含む全産業）が「実施した（する）」と回答し、前期（平成26年7~9月期）からほぼ横ばいとなった。先行き平成27年1~3月期の設備投資を「実施する」事業所は27%へとやや低下する見通しである。

〔設備投資した事業所の割合（全産業）〕

21%(H25.4~6) → 25%(H25.7~9) → 28%(H25.10~12) → 32%(H26.1~3) → 24%(H26.4~6) → 29%(H24.7~9)

（資料：「鳥取県経営者見通し調査（平成26年11月1日実施）」鳥取県統計課）

6 各機関の景況分析

<日本銀行松江支店（2月2日公表）> ※毎月公表

山陰の景気は、一部に弱い動きもみられるが、基調としては緩やかな回復を続けている。

- ・生産は、一部業種で在庫調整圧力がなお残っているが、全体としては下げ止まっている。
- ・個人消費は、基調的に底堅く推移しており、駆け込み需要の反動の影響は、全体として和らいでいる。
- ・公共投資は、これまでの増加傾向が一服し、横ばい圏内の動きとなっている。
- ・設備投資は、企業収益が改善するもとの、緩やかに増加している。
- ・住宅投資は、駆け込み需要の反動が続いてきたが、足元は持ち直している。
- ・雇用・所得環境は、着実に改善している。

<鳥取財務事務所（1月29日公表）> ※年4回（1、4、7、10月）公表

県内経済は、一部に弱さがみられるものの、引き続き持ち直しつつある。

- ・個人消費は、一部に弱さがみられるものの、引き続き緩やかに持ち直しつつある。
- ・生産活動は、持ち直しつつある。
- ・雇用情勢は、一部に弱さがみられるものの、持ち直している。
- ・設備投資 26年度は前年度を下回る見込み。
- ・企業収益 26年度通期は減益見込み。

# 平成26年度包括外部監査結果について

平成27年2月13日  
立地戦略課  
商工政策課

平成27年2月2日、包括外部監査人から、「企業誘致関連事業に関する財務事務の執行について」をテーマとした、包括外部監査の報告が行われました。

## 1 包括外部監査の概要

- (1) 監査内容：平成21年度から平成25年度までの企業誘致関連事業に関する財務事務の執行
- (2) 監査期間：平成26年6月30日から平成26年12月31日まで
- (3) 監査人：税理士 高田 充征外3名
- (4) 監査結果

### 【指摘及び意見の件数】

事業名	指摘	意見
企業立地事業補助金	11	23
コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	2	3
リサイクル技術・製品実用化事業補助金	—	2
環境対策設備導入促進補助金	8	7
計	21	35

### 【補助金の過大交付等の指摘一覧】

事業名	過大交付等金額	内容
企業立地事業補助金	7,200,000円	賃借期間が5年未満である賃借契約に係る賃借料に対して補助金交付を行っていた。 (下記2(2)ア)
コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	500,000円	県外在住の従業員を対象として補助金交付を行っていた。(下記2(2)イ)
	195,000円	補助対象となる借室料の金額に消費税相当額を含めて補助金額を算定していた。 (下記2(2)イ)
	計 695,000円	—
環境対策設備導入促進補助金	36,000円	補助対象設備の検査誤りにより、設備の一部について数量を誤っていた。(下記2(2)ウ)
合計	7,931,000円	—

## 2 主な指摘事項等と対応方針

### (1) 企業立地事業補助金（ナノ社関連）

#### ア 企業立地事業認定の審査について【指摘】

ナノ社は事業認定時において大幅な債務超過の状況であり、県は、ナノ社の経営計画及び資金計画の精査を行わず事業認定を行った。今後は事業計画認定時の財務内容の検討や認定後の経営計画及び資金計画の実現可能性を検討するなどにより、再発防止に努めるべき。

⇒ 事業認定は、経営状況も把握した上で、当時の総合特区の地域指定や超小型モビリティに係る国の新たな車両区分制定の動き、また県内企業への部材調達など県内産業への裾野拡大が期待できること等を総合的に勘案して行ったものである。今後のベンチャー企業等の誘致にあたっては、民間の信用調査機関による調査や外部の専門家の意見を聞くなど、「ベンチャー企業誘致評価システム」により認定の判断を慎重に行う。

#### イ 補助事業により取得した財産の処分に関する手続について【意見】

ナノ社工場の土地売却に関しては、県費納付を条件とした財産処分承認手続によるべきであり、ま

た、県費納付額の算定は単純に面積按分により算出する方法ではなく、各案件の個別事情を勘案の上、算出するよう検討されたい。

⇒ 今回の手続は、補助金交付規則第21条、第22条により事業の一部を取消し、その部分について補助金返還を命じたものである。今後も、意見を参考にしながら、法令等の手続に則り適正に事務を執行する。

#### ウ 補助金交付決定一部取消額の返還に係る手続等について【指摘】

ナノ社は県への補助金返還より、関係会社への借入金返済を優先させたことは大きな問題。その行為に対して何ら制裁措置を採っていない県の対応にも納得できない。今後はこのように著しく合理性に欠けるような事態が生じないように再発防止に努めるべき。

⇒ 補助金返還については、抵当権者との関係もあるほか、従業員への未払い給与及び県内取引先への返済を優先して行った上で県に返還するよう強く要請していたものである。

ナノ社に対しては、引き続き返還を強く求めることとし、後は鳥取県企業立地等事業助成条例の改正により整理した補助金返還の考え方にに基づき適切な対応を行う。

#### エ ナノ社誘致案件に係る今後の対応について【指摘】

当初の事業計画終了予定日である平成27年3月31日時点で事業が進んでない場合、事業認定の取消しを行うべきである。

⇒ 事業継続の目途が立つかどうか早急に確認することとし、事業継続が困難であると判断される場合は、認定を取り消し補助金全額の返還を求めることも視野に入れながら、事業認定の取扱い等を判断する。

### (2) 過大交付事例について

#### ア 5年未満の賃借期間に係る企業立地事業補助金交付に対する返還請求について【指摘】

工場の賃借について、補助規定上「5年以上の契約期間のものに限る」とされているのに対し、賃貸借契約書上の契約期間が2年のものを対象として補助金を支払っているため、その返還請求を行うべき。

⇒ 取扱いに疑義が生じないように、賃借が5年未満の契約期間のものを対象としないよう運用をあらためる。

#### イ コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金（人件費・賃借料）の過大交付について【指摘】

本来補助対象外である鳥取県に住所を有しない従業員の人件費や借室料の消費税が補助対象とされていた。過大交付となっている補助金について返還請求すべきである。

⇒ 指摘に従い、企業に対し補助金返還に向けた手続を行っている。今後の補助金事務においても適正な事務を行うよう徹底する。

#### ウ 環境対策設備導入促進補助金の過大交付について【指摘】

空調設備の一部に見積書、請求書、配置図面等と実際の現物との数量が一致しないものが認められた。過大交付となっているので、返還請求すべきである。

⇒ 過大交付部分について、平成26年10月31日に返還済み。後は検査を慎重に行うよう徹底する。

### (3) その他の主な指摘事項について

○誘致企業撤退時の補助金交付対象資産の処分状況を確認できていなかった点について

⇒ 企業の休業止等の情報を入手し次第、迅速な資産状況の確認により処分状況の把握を徹底する。

○補助金関係書類及び事業状況報告書の紛失について

⇒ 今後このような事態が発生しないよう、書類の適正な管理を徹底する。

○企業立地事業補助金事業状況報告書及び環境対策導入促進補助金成果報告書の未提出案件が多い点について

⇒ 督促を行うことにより、全ての対象事業者からの提出を求めるよう徹底する。

○補助事業完了時の完了検査で正確な現物確認ができていない点について

⇒ 検査を慎重に行うよう徹底する。

○補助事業の審査会において、審査員が配点以上の評点をしているにも関わらず、誤ったまま集計されている点について

⇒ 確認を十分に行い、適正な審査を行う。

# NOK(株)による研究開発拠点及び国内生産拠点の拡充に係る調印式について

平成27年2月13日  
立地戦略課

NOK株式会社(本社:東京都港区)が、南部町原工業団地内のNOK(株)鳥取事業場及び鳥取ビブラコースティック(株)において、研究開発拠点及び国内生産拠点拡充を行うこととなり、これを支援する鳥取県及び南部町との間で協定書の調印式を行いました。

## 1 企業概要

- |           |  |              |
|-----------|--|--------------|
| (1) 名称    | 称  | NOK株式会社      |
| (2) 代表者   | 代表取締役会長兼社長   | 鶴 正登(つる まさと) |
| (3) 本社所在地 | 東京都港区芝大門1丁目12番15号  |              |
| (4) 資本金   | 22,335,980千円   |              |
| (5) 売上額   | 2,436億円(平成25年度)  |              |
| (6) 従業員数  | 3,035人   |              |
| (7) 事業内容  | 自動車用オイルシールの世界シェア1位、日本でのシェアは70%を超えるなど業界NO.1企業。国内完成車メーカー全てと取引実績有り。 |              |
- (8) 鳥取ビブラコースティック株式会社(※NOK(株)の100%子会社)  
・所在地:西伯郡南部町原938-2 ・代表者:代表取締役社長 吉尾 真明  
・事業内容:自動車用防音・防振製品(トーションアルダンパ等)製造 ・従業員数:478名
- (9) 今後の事業見通し

NOK(株)鳥取事業場及び鳥取ビブラコースティック(株)が行う防振事業を含めたシール事業は、国内自動車生産の堅調維持、中国・北米での需要の好調を受け、販売が増加している。また、電子機器部品事業も、スマートフォン向け基盤の販売が大きく伸びており、今後も好調な業績が見込まれる。

## 2 立地計画概要

### ○研究開発施設拡充

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 増設場所 | NOK株式会社鳥取事業場(西伯郡南部町原938-2)                   |
| (2) 事業内容 | 試作スピード短縮のための計測・解析機器の拡充。<br>新工法開発のための試作設備の導入。 |
| (3) 雇用計画 | 16名(正規雇用)                                    |
| (4) 投資規模 | 約1.7億円                                       |
| (5) 操業開始 | 平成28年6月(予定)                                  |

### ○工場設備増設

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 増設場所 | 鳥取ビブラコースティック株式会社(西伯郡南部町原938-2)             |
| (2) 事業内容 | 中国生産の国内回帰に対応するための製造ライン追加及び出力増強のための既存ライン改造。 |
| (3) 雇用計画 | 42名(半数以上は正規雇用予定)                           |
| (4) 投資規模 | 約12.5億円                                    |
| (5) 操業開始 | 平成27年9月(予定)                                |

## 3 企業立地支援の見込み

鳥取県企業立地事業補助金 3.8億円(研究開発68百万円、製造部門3億12百万円)  
※その他正規雇用奨励金による支援予定 ※南部町は雇用に対する助成を予定

## 4 調印式

- |         |                  |
|---------|------------------|
| (1) 日時  | 平成27年2月2日(月)     |
|         | 13時15分から14時05分まで |
| (2) 場所  | 米子全日空ホテル         |
| (3) 出席者 | NOK株式会社          |
|         | 代表取締役専務 土居 清志    |
|         | 執行役員 大橋 一寛       |
|         | 南部町長 坂本 昭文       |
|         | 鳥取県知事 平井 伸治      |



# 協 定 書

NOK株式会社（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び南部町（以下「丙」という。）は、甲の工場等の増設（以下「増設事業という。」）について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり増設事業を行うものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める増設事業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、増設事業にあたり、法令等の規定を遵守し、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、南部町在住者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲は、事業に当たっては、鳥取県内企業への受発注に努めるものとし、また、操業開始後においても、鳥取県内企業との積極的な取引に努めるものとする。

第6条 甲が別紙1のとおり行う増設事業に対し、乙及び丙は、別紙2に定める支援を行うものとする。

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成27年2月2日

甲 東京都港区芝大門1丁目12番15号 NOK株式会社 代表取締役専務

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事

丙 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 南部町 南部町長

(別紙1)

## 増 設 計 画 概 要

- |          |  |         |
|----------|--|---------|
| 1 事業所の名称 | NOK株式会社鳥取事業場及び鳥取ビブラコースティック株式会社             |         |
| 2 所在地    | 西伯郡南部町原938-2他                              |         |
| 3 操業開始   | NOK株式会社鳥取事業場                               | 平成28年6月 |
|          | 鳥取ビブラコースティック株式会社                           | 平成27年9月 |
| 4 事業内容   | 新商品、新工法開発のための研究開発設備の拡充<br>国内回帰対応のための工場設備増設 |         |
| 5 雇用計画   | 58名  |         |
|          | NOK株式会社鳥取事業場                               | 16名     |
|          | 鳥取ビブラコースティック株式会社                           | 42名     |

(別紙2)

- 鳥取県の支援
  - 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援
  - 働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援
- 南部町の支援
  - 南部町における鳥取県西部地域企業立地促進補助金の交付に関する要綱（平成24年10月29日制定）に基づく支援

# 環日本海定期貨客船航路に関する動向について

平成27年2月13日  
経済産業総室通商物流室

2月6日にDBSクルーズフェリー(株)尹奎漢<sup>ユンギョハン</sup>代表理事副社長が来県し、環日本海定期貨客船航路の現状と今後の運航方針等について、平井知事に説明を行った。

また、2月4日に環日本海経済活動促進協議会の足立統一郎<sup>アサヒノキト</sup>会長が、野田県議会議長及び平井知事に対し、環日本海定期貨客船の安定運航に向けた支援継続の要請をされた。

## 1 DBSクルーズフェリー(株)代表理事副社長と知事の面談について

### <定期運航の継続の意思表示と鳥取県の支援>

- ・平井知事より、新しい海の道としてこの航路が成長していくことが日韓露にとって共通の利益となる、厳しい状況の中でも定期運航を継続していることに敬意を表する。民間企業の皆様からも安定運航に向けた支援継続の要請があった、航路の定期運航が継続できるよう本年7月以降の運航支援の継続を2月定例県議会に提案すると述べた。
- ・尹奎漢<sup>ユンギョハン</sup>代表理事副社長より、これまでの鳥取県の支援に感謝するとともに、DBSクルーズフェリー(株)としても、貨客船航路は重要と認識しており、今後も10年、20年と引き続き安定運航を継続していく。貨客船航路事業は、単純に収益だけを見るのではなく、中国を含む4カ国を結ぶ象徴的な航路としての社会的な役割もあると考えていると説明があった。
- ・DBSクルーズフェリー(株)としても、経営基盤の強化のため、1月20日に資本金を100億ウォン(約10.6億円)増資し、179億ウォン(約19億円)としたと説明があった。

### <日韓間の貨物誘致に向けたトライアル輸送の実施>

- ・尹奎漢<sup>ユンギョハン</sup>代表理事副社長より、日韓間の貨物誘致のため、2月に江原道内で製造される酒類、3月には東海市の資源系貨物の境港への試験輸送を実施するため、関係者間で調整を行っているとの説明があり、平井知事より鳥取県もトライアル輸送事業により支援を行うと述べた。

### <DBSクルーズフェリー(株)による新規航路の免許申請>

- ・尹奎漢<sup>ユンギョハン</sup>代表理事副社長より、ステナデアラインが就航し昨年6月から休止状態となっている東草ーザルビノ、ウラジオストク航路への他船社の新規参入を防止するため、先月ザルビノー東草ー舞鶴航路の外航定期旅客運送事業免許を韓国海洋水産部に申請したと説明があった。
- ・平井知事が境港への影響について質したところ、新規航路の免許申請は、既存の境港航路の継続のために判断したものであり、境港寄港になんら影響を与えるものではなく、プラスになるものと考えている。新規航路開設の検討にあたっては鳥取県と協議をしていきたいと説明があった。

## 2 新規航路の免許申請にかかる鳥取県の対応について

- ・DBSクルーズフェリー(株)及び江原道等と緊密に連携し、新規航路の免許取得の状況等について情報収集を行っていく。

[参考]過去DBS社は浦項~舞鶴の運航免許を取得したが、実際には就航せず、免許が失効した経緯もある。

- ・何れにしても、既存の境港航路の安定運航はもとより、ザルビノ港への接続など、境港の利便性がより向上するよう、DBSクルーズフェリー(株)に働きかけていく。



